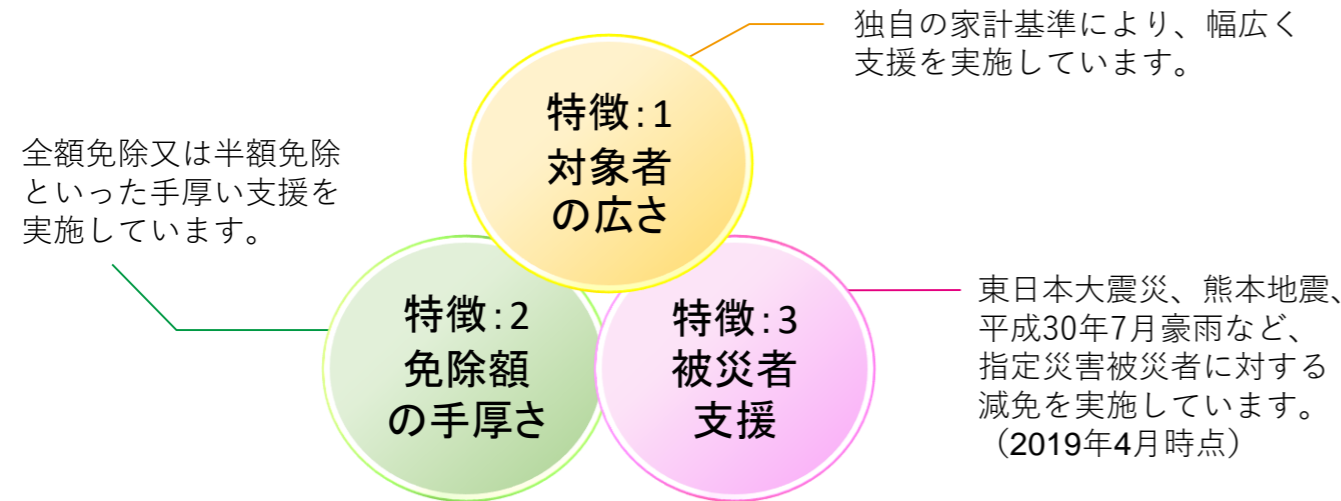


# 学費で、進学をあきらめない。

—東京都立大学(現首都大学東京)の授業料減免制度のご案内—

## 授業料減免制度

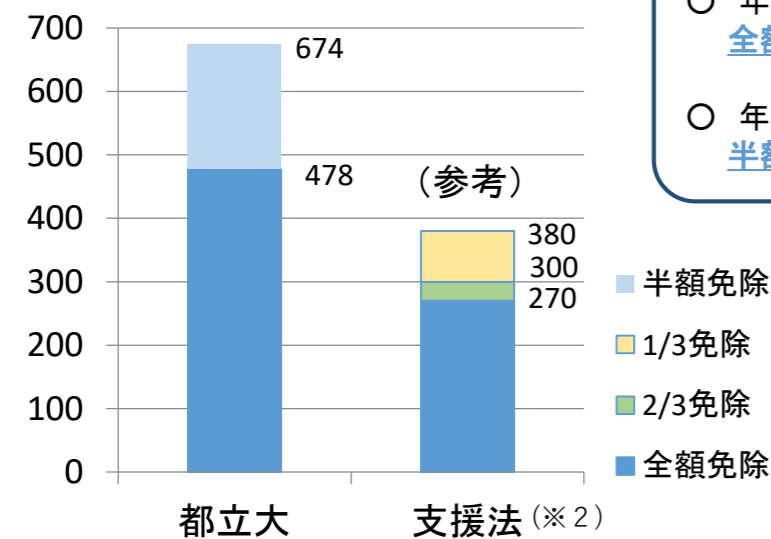
東京都立大学(現首都大学東京)では、経済的条件等を満たす学生に対して、授業料を減額又は免除する独自の制度(減免制度)を設置しています。



## 授業料減免の対象となる世帯年収と減免額

都立大では、従来より本学独自の授業料減免制度を設け、対象者や支援額で手厚い支援を実施しています。

(年収目安(万円))



- 年収約478万円未満の世帯の学生(※1)は **全額免除**
- 年収約674万円未満の世帯の学生は **半額免除**

※1 年収は父・母・本人・中学生の4人世帯、自宅通学をモデルに概算した目安であり、詳細は世帯状況等により異なります。本学に減免申請を行い、諸要件を満たして審査を通った方が対象となります。

※2 2020年4月から、「大学等における修学の支援に関する法律(以下、「支援法」)が施行され、年収目安380万円未満の世帯について、授業料、入学料の減額・免除や、給付型奨学金の支給がなされます。

## 入学料減免

入学料減免については支援法に基づき支援を実施するため、準備を進めています。(本学は支援法に基づく高等教育の修学支援新制度の対象校となっています)。最新情報は本学ウェブサイトをご覧ください。

## Q&A



授業料・入学料減免と給付型奨学金の申請方法や具体的な基準はどこで知ることができますか？

授業料・入学料減免は本学に申請します。申請時期は入学手続き時に案内があります。支援法に基づく給付型奨学金の予約採用は7月頃に所属高校等を通じて独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)に申請します。給付型奨学金の在学採用は秋頃以降に所属大学を通じて案内があります。その他の申請方法や具体的な基準については本学及びJASSOのウェブサイトをご覧ください。



家計基準の要件を満たしていれば、必ず減免や給付奨学金を受けられますか？

都立大の授業料減免と支援法の支援について、それぞれ家計基準以外に申請要件があります。都立大の授業料減免については、以下の学生は対象となりません。詳細はウェブサイトをご覧ください。

- ・留年者、成績不振者、休学者、停学者
- ・学士入学者、転学者、再入学者、所属変更者等過去に現在の学年次と同一の学年次に半期以上在籍していたことがある者
- ・合理的理由がなく奨学金等の利用をしない者
- ・その他減免の合理的理由に乏しい事情の者



大学院生は支援の対象になりますか？

都立大の授業料減免制度は、大学院生も対象になります。審査基準や免除額は大学生と同様です。支援法の定める支援は、大学院生は対象外です。



## 学費

入学料(2019年度)

|     |          |
|-----|----------|
| 都民  | ¥141,000 |
| 都民外 | ¥282,000 |

授業料(2019年度)

|    |          |
|----|----------|
| 年額 | ¥520,800 |
|----|----------|

※ 本紙に記載している内容は、2019年(9月)時点ののものであり、今後変更の可能性があります。本学の減免制度の最新情報は、本学ウェブサイトをご参照ください。

※ 本紙に記載している都立大の授業料減免制度は、日本人学生等に対する授業料減免制度です。この他に私費留学生に対する授業料減免制度を設置しています。詳細は本学ウェブサイトをご参照ください。

※ 首都大学東京は、2020年4月1日に大学名称を東京都立大学に変更する予定です。



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

東京都立大学

現首都大学東京

問合せ先

公立大学法人首都大学東京

学生サポートセンター学生課

TEL: 042-677-1111(内線2228)

URL: [http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/03\\_exemption/index.html](http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/03_exemption/index.html)

お問合せはお気軽に!

